【南越前町戸籍謄本等の第三者交付に係る本人通知制度について】

**１　本人通知制度とは**

（１）この制度は、戸籍謄本等を第三者や代理人（以下「第三者等」という。）に交付した場合に、事前に登録された方 （以下「登録者」という。）に対し、その交付の事実を通知する制度です。

　　なお、登録者と同一の戸籍、住民票等に記載されている方であっても、登録されていなければ通知の対象とはなりません。

* **第三者等からの戸籍謄本等の請求があった場合に、交付を拒否したり、交付の可否を登録者にお問い合わせする制度ではありません。**

（２）次の請求は通知の対象になりません。

　　ア　登録者本人、同一世帯からの住民票の写しの請求

　　イ　登録者本人、同じ戸籍に記載されている方又はその配偶者、直系の尊属卑属からの戸籍謄本等の請求

　　ウ　国又は地方公共団体からの請求

　　エ　その他町長が特別な理由による請求であると認めた請求

**２　登録について**

（１）登録の申出受付は、町民税務課、今庄事務所、河野事務所で行います。

（２）登録を希望する方は、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続きすることができない場合は、代理人により登録を申し出ることができます。

（３）郵便又は信書便により登録を申し出ることができます。

（４）住所の異動や戸籍の届出により、登録した内容に変更が生じたときは、登録者から住所の異動や戸籍の届出とは別に本制度の変更の届出が必要となりますのでご注意ください。変更の届出がない場合は、登録を廃止する場合もあります。また、登録の廃止を希望される場合は、廃止申請の届出が必要です。なお、届出がない場合でも、登録者が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき、居所不明となった時、国外に転出した時及び通知書が返戻されたときは登録を廃止します。

**３　その他**

（１）戸籍謄本等を交付した第三者などの個人に関する情報は通知・証明されません（登録者の代理人を除く。）。本制度の証明書の記載事項以外の内容について確認が必要な場合には、「個人情報の保護に関する法律」に基づく開示請求制度があります。ただし、開示請求を行った場合でも、即日の開示及び第三者に関する個人情報の開示はできませんので、あらかじめご了承ください。

（２）本制度は戸籍謄本等の不正請求及び不正取得による個人の権利侵害防止の一助を目的とするものです。これ以外の目的で本制度を利用しないことに同意のうえ、お申込みください。